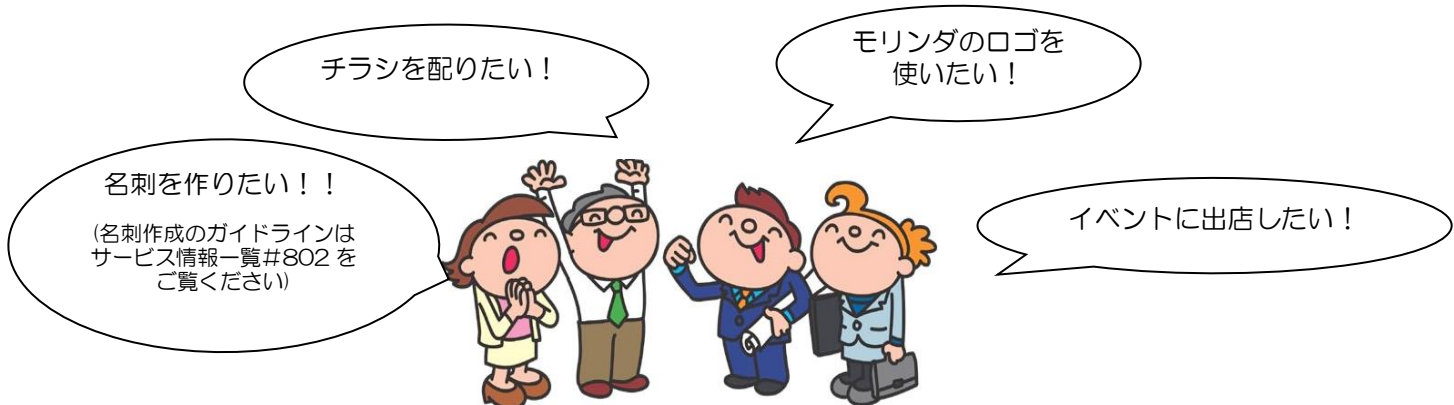


製品の紹介や販売、モリンダの商標等使用を希望する際には、以下の手順で広告申請を行う必要があります。活発なモリンダ ビジネス活動にぜひ広告をご利用ください。



広告申請の3ステップ

① 原稿作成

ポリシーマニュアル、又は サービス情報一覧#800 広告申請に記載されている内容に従って作成をお願い致します。広告に使用可能な画像などはモリンダジャパン公式サイト (<http://morinda.com/jp>) より (会員メニュー→ビジネス構築→メディアライブラリー) でご利用いただけます。

② 広告申請

広告申請をされる際には下記の通りお願い致します。

【必要書類】 ●サービス情報一覧 #800 広告申請書
●広告原稿 (最終版)、他資料

【提出方法】

【郵送】 宛先：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-2-2
モリンダ ビルディング
モリンダ ジャパン 合同会社
IPC サービス/コンプライアンス 広告申請係行

【FAX】 0120-850-442

【Eメール】 宛先： compliance@jp.morinda.com

＜送信内容＞ 1. 会員番号・申請者氏名
2. 送付先：
3. 申請書の添付がない場合は、詳細をご記載の上

＜審査期間＞ 書類到着後 2-4 週間ほどかかります。
内容によっては、お時間をいただく場合がございますので、予めご了承ください。

③ 結果通知

＜結果通知方法＞ 書面、またはEメールにて
◎申請許可の場合、お届けする広告申請通知書をもって許可証明書と致します。大切に保管ください。
◎不許可の場合も、その理由を通知いたしますので、変更必要箇所をご修正いただき再度申請をお願い致します。

デザイン、文言に関するガイドライ

必要記載事項

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ IPC によって広告が作成されていることを記載してください。
例「この広告は IPC××によって作成されています。」
「モリンダ IPC 作成」 ◆ IPC 登録している氏名、あるいは法人名、連絡先を記してください。(会員番号は記載自由とします) ◆ モリンダが知的財産権を保有する画像、ロゴ等を用いる場合には以下を記載してください。
© Morinda, Inc. Used with permission. All rights reserved. | <ul style="list-style-type: none"> ◆ IPC の広告/販促資料などには下記を記載して下さい。
「Morinda®(モリンダ®)、TahitianNoni®(タヒチアンノニ™)、TruAge™(トゥルーエイジ™)、Maxidoid、マキシドイド、および maxidoid ロゴ、はモリンダ インクの商標です。」

広告で使用している商標のみ表記していただければ結構です。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
- ◆ ご自分の勤めている店名、会社名で広告を出すことは出来ません。グループ名で広告を作成される場合には、頭に「グループ名」と記載し、かつ、IPC 登録名も同一あるいはそれ以上の大きさのフォントで登録名を記載してください。弊社の住所、電話番号、URL をお問い合わせ先として記載することはできません。
例) <お問い合わせは> (グループ名) タヒチ夢の会 代表: 森田野仁夫 <お問い合わせは> IPC 森田野仁夫
 - ◆ 広告上に価格を記載する場合は「希望小売価格」を表示することを推奨します。希望小売価格以外での販売、あるいは送料などのサービスを行う場合は一度問い合わせを受けてから行うように推奨します。
 - ◆ 「地域最安値、最高、超一流、一番」等の表現は、それを実証する客観的な判断基準が明確でないため、使用することができません。

製品広告の注意事項

- 表現できる内容は原則として、健康維持、体作りに良いということ。疾病の予防・治療に効果があること、あるいはほのめかすこと、免疫力を高めるなど身体に変化をもたらすこと、体の特定の部位(組織、臓器等)に働きかけること等の表現は禁止されています。
- 化粧品は食品と違い、下記の表現のような一定の範囲で効能効果を謳うことが許されていますが、作用はあくまで皮膚表面上の緩和なもので「肌の奥深くまで」、「細胞や組織に働きかける」といった表現を用いることはできません。また、「しわをとる」、「若返る」など、大幅な変化を期待させる表現を用いてはいけません。
- ◆ ジュースについて記載する場合は、「ノニジュース」ではなく、「タヒチアンノニ ジュース」と表記してください。
- モリンダ製品が AGE (終末糖化産物) に何らかの効能効果があることを暗示することはできません。
- 広告内に「AGE 測定推進協会」から何らかの推奨を受けている、認められている、あるいは、自身が協会のメンバーである等の記載をすることはできません。また、測定推進協会のロゴを使用することはできません。
- 個人輸入で購入したスキャナーを日本において宣伝広告(ビジネス活動)することは医薬品医療機器等法(旧薬事法)に抵触します。

表現できる例

表現できない例

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「栄養補助食品」、○ 「果実ミックスジュース」 ○ 「キメを整える」「潤いを与える」 ○ 「みずみずしさを保つ」「潤いを与える」 ○ 「くすみを明るく見せる」 | <ul style="list-style-type: none"> × 驚異の果実、× 奇跡のジュース、× 天然 100%ジュース × しわをとる × 若返る × しみをとる |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 誇大表現または虚偽と思われる表現を避けてください。また、「糖尿病」「がん」「生活習慣病」等病名の記述や「好転反応」などの効能効果を暗示させる表現の記述は法律で禁止されています。

IPC 募集の広告(ビジネス広告)の注意事項

- ◆ 「会員募集」「ビジネスパートナー募集」等の記述、ならびに「会員価格」等 IPC 登録をすることによるメリットに関する記述があれば、IPC 勧誘を目的とする広告、ビジネス広告とみなされます。その際には 以下の事項の記載が特定商取引法により、義務付けられています。
- ① 登録名または法人登録名(仮名使用不可)、住所、電話番号
- ② 商品名ならびに商品の種類 例) 天然素材が多く含まれているタヒチアンノニ ジュース(栄養補助食品)
- ③ 特定負担 ⇒ 収入を受けるために必要な負担。登録料ならびに月々の定期的な購入。
- ④ 特定利益(収入)について言及する時はその計算方法と、収入が支払われなくなる条件
- ※ ビジネスをされる方を募集する場合は 120QV 以上の定期購入プログラム(オートシップ)参加について説明してください。
例) ビジネス参加のためには 120QV 以上の定期購入プログラム(オートシップ)参加が条件となります。
登録時の特定負担として ¥28,970 (登録料 ¥4,600+製品代金:タヒチアンノニ ジュース 1 ケース ¥23,050+送料 ¥1,320)
- ※ 「高収入が得られるビジネス」等、特定利益について言及する記述がある場合、計算方法など根拠を明確にしてください。
⇒ ポリシーマニュアル「モリンダ報酬プランの重要な 14 の特徴」(P51~68)をご参照ください。
モリンダでは、ポリシーマニュアル P64 の図を使用することを推奨しています。
- ⑤ 事業者名 ⇒ モリンダ ワールドワイド インク 東京都新宿区西新宿 3-2-2 モリンダビルディング TEL: 03-4330-8500

補足事項

- ビジネス広告において、以下のような表現を用いることはできません。
- 「確実な収入」「代理店募集」「モニター募集」等の表現
 - 「不況」「就職難」などイメージを悪くする表現
 - 「他社批判」と思われる表現

インターネット広告作成のガイドライン

サイト上で広告を作成される場合は、モリダポリシーマニュアル「インターネットでの宣伝広告」(P21~23)に記されている事項に従ってください。

許可されない行為 (できないこと)

- IPC 自身が管理していないサイトに広告を掲載すること。
- ホームページ上にバナー広告を作成すること。
- 他社の製品やビジネスをモリダ製品の広告と同一サイトに掲載すること。
- 不特定多数に対して毎日でも情報更新が可能なシステムである「ブログ」「SNS」や自由投稿の「掲示板」など、これに類するサイトでの広告、および自身のホームページ上で管理できない「掲示板」を作成すること。
- インターネット上の小売専門サイト（楽天やヤフー等）での販売をすること。
- 当社の出版物の記述の流用
- モリダ製品が AGE（終末糖化産物）に何らかの効能効果があることを暗示すること。
- サイト内に「AGE 測定推進協会」から何らかの推奨を受けている、認められている、あるいは、自身が協会のメンバーである等の記載をすることはできません。また、測定推進協会のロゴを使用することはできません。
- IPC が作成した HP において製品や原料説明を含む記事と AGE についての説明は同ページ内では表現できません。(TruAge.com へのリンクは同ページとはみなしません。リンクを貼るページ内には製品や原料についての説明を載せることはできません。)

リンクについての条件 (できること)

- IPC 個人の情報や法人登録した企業の事業に関する内容、その他ふさわしいと判断するもの。
- 申請の際にはリンク先のページも全て添付して提出すること。
- モリダ製品を扱っているサイトと他のサイトをリンクさせるためには、2つのサイトの間に以下のような免責条項を記さなければなりません。リンクするページは異なるサーバーのものであり、モリダのサイトへ相互リンクが貼られてはなりません。「ここにリンクされているサイトは、モリダによって保証されたり、運営されているものではありません。そのサイト上の情報や画像は、そのサイトの管理者個人のものであって、モリダの製品の広告ではありません。この免責条項を読み、理解された方はここをクリックしてお進みください。」
- モリダが AGE 測定推進協会の構成企業の一つであることを説明することができます。

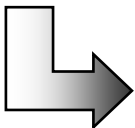
ホームページ上でモリダ製品を販売する

HP 上で直接モリダ製品を販売する際には、以下の事項を明確に、8ポイント以上の大きさの文字・数字で記載。

1. 送料、消費税、代引手数料、その他購入者が負担する必要がある金額
2. 商品の代金支払い方法（代金引換を推奨します）
3. 商品の引渡し時期
4. 返品に関する事項
5. 販売業者の氏名または名称（法人の場合は業務責任者の氏名）、住所、電話番号
6. その他申し込みの有効期限、販売数量の制限など販売に関する条件がある場合はその内容

※サイト上から直接モリダ製品を販売する際は、「希望小売価格」を表示することを推奨します。

希望小売価格以外での販売、あるいは送料等のサービスを行う場合は、一度顧客から問い合わせを受けてから行うように推奨します。



上記を記載しない場合は、購入者の希望により、後に書面を送付することによってその内容を通知することを必ず表記しなければなりません。（書面通知にかかる費用を請求する場合には、その額も記載する必要があります。なお、書面はEメールによっても通知できます。）

上記2. の代金支払い方法について

弊社では代金引換による料金の支払方法を推奨していますが、もし、郵便などにより、商品引渡し前に料金の全部または一部を徴収する場合は、遅滞なく商品を送付するか、申し込み承諾の書面を購入者に通知しなければなりません。書面には以下の事項を表記する必要があります。

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| 1. 注文を受諾したという旨
(承諾しない場合は返金方法など) | 4. 受領した金額 |
| 2. 販売者の名称、住所、電話番号 | 5. 商品名とその数量 |
| 3. 料金を受領した年月日 | 6. 商品の引渡し時期 |

製品の展示・販売の規約

この「広告申請」は日本において付加されたルールです。下記①、③で、店舗のポスター掲示に関しては必ず広告申請が必要ですのでご注意ください。

① IPC がオーナーの小売店舗 <ポリシーマニュアル「2.5.2 製品の販売および展示」P24 参照>



○店舗内で外部から見えない場所であれば、ポスターに限り掲示することを申請を条件に許可します。(ポスター以外の販促資料は不可) この場合、「タヒチアンソニ シュースのことは店主 (IPC) にお尋ねください。」の張り紙をすることができます。販売に際しては必ず店内から見えない場所に保管してある製品を取り出して、製品と返品事項を説明し、領収書も必ず発行してください。販売は必ず店舗オーナーの IPC 本人 (もしくは準申請者) が行わなければなりません。

【禁止事項】

- 未開封、開封に拘わらず店内での製品の展示、および店内から見える位置での製品の保管。
- 販促資料やポスターを店舗の外部の人目につく部分に掲示することは禁止です。
- 第三者の記したノニに関する書籍や許可されていない資料の店内での展示販売。
- 常に店舗のオーナーである IPC が在駐していない形態、また店舗のオーナーである IPC が全ての販売に関わることのできない形態の店舗 (チェーン店、大型店舗、個人商店でない店舗等) でのポスターの掲示
- 店舗が自宅を兼ねている形態の場合、自宅・玄関周りへのポスターの掲示

⇒ ★コンプライアンスへの申請が必要です。

② IPC がオーナーでない店舗/ インターネット媒体を含む

<ポリシーマニュアル「2.5.2 製品の販売および展示」P24 参照>



- 弊社が許可した広告媒体 (販促資料) や製品を販売、展示、保管は一切できません。
 - 製品、販促資料を、店の内外に展示することはできません。
 - インターネットオークションサイト、インターネットモール、インターネット上の店舗、バーチャルショッピングサイト等での製品販売・展示はできません。
- HIRO 製品については、一定の条件のもと IPC 個人のウェブサイトにおいて販売・展示ができます。

⇒ ★コンプライアンスへの申請が必要です。

③ IPC がオーナーで入場が制限された事務所やクラブ、またはサービスを主要とする店舗

<ポリシーマニュアル「2.5.2 製品の販売および展示」P24 参照>



○会員制によって入場が完全に管理されている、主にサービスを販売とする店舗であれば製品・販促資料を店内のカウンターや壁に展示することは、予め広告申請許可を受けている場合に限り可能です。しかし、サービス業であっても飛び込みの客を受け付ける店舗であれば許可されません。

【禁止事項】

- 製品や販促資料の、建物の外側でも内側でも通行人の目に留まる場所への展示。
- 医薬品医療機器等法 (旧薬事法) に抵触するしないに拘わらず、弊社が許可していない第三者が書いたモリندا シトリフォリアに関する書籍や資料の展示販売。
- 店舗が自宅を兼ねている形態の場合、自宅・玄関周りへのポスター掲示

⇒ ★コンプライアンスへの申請が必要です。

※医療関係病院、歯科診療所、接骨院、整体院、代替医療院などの施設では、広告や販促資料、商品の展示販売はできません。

④ IPCの自宅、兼事務所 <ポリシーマニュアル「2.5.2 製品の販売および展示」P24 参照>



- 製品や販促品を自宅内や事務所内に展示・販売することは可能。
(但し、外側から見える位置での製品の展示はできません。)
- 自宅の外側にブランドイメージを保ってふさわしい状態であれば、ポスターの掲示を許可します。この場合、「タヒチアンノニ ジュースのことはIPC〇〇にお尋ねください。」の張り紙をすることができます。
自宅の外側に掲示するポスターがモリンダ製のものでなければ予め許可を得なければなりません。
- 集合住宅、マンション、町内会などの共同の掲示板へのポスター掲示は建物や自治会のルールに従って下さい。
【禁止事項】
 - 店舗が自宅を兼ねる形態の場合、自宅・玄関周りへのポスター掲示（店舗の形態を優先）
 - 他人の家への掲示

⇒ガイドラインの規定に従っていただく限り、コンプライアンスへの申請は不要です。

⑤ 展示会や見本市での出展 <ポリシーマニュアル「2.4.12.展示会および見本市」P20 参照>



- 広告申請し許可を得ている場合のみ、製品や販促資料を展示・販売することは可能。
【禁止事項】
 - 不良品交換会、フリーマーケット、蚤の市など、相応しくない会場での展示・販売

⇒ ★出展企画書、レイアウト、資料などを添えてコンプライアンスへ必ず申請してください。

<その他の注意事項>

- 『AGE』と『モリンダ製品』を関連付けると医薬品医療機器等法（旧薬事法）に抵触します。そのため、AGE に関する活動（ビジネス、製品の販売・宣伝広告）は一緒に行うことはできません。
- AGE の啓蒙活動をしている企業としてのモリンダを紹介していただくことはできます。
- モリンダ製品が「AGE」に何らかの効能効果があることを暗示することはできません。

<個人輸入で購入したスキャナーの使用に際して>

- 個人輸入で購入したスキャナーについては、輸入者自身が自己の個人的な使用に供することが前提になるため、日本において宣伝広告（ビジネス活動）することは医薬品医療機器等法（旧薬事法）に抵触します。また使用範囲も法律により個人使用の範囲でのみ使用いただくこととなります。
- IPC が測定を実施する際の対象者としては「不特定多数」ではなく、「友人・知人またはその紹介者のみ」を対象とし、AGE 測定会をする場合はその場にモリンダ製品の宣伝広告するもの（チラシ、看板、資料、製品の試飲、製品の現物等）は、展示できません。
- スキャナーを使用して、病気の診断や治療、予防等のため（このような目的だと誤解される行為も含む）の案内には決して使用しないでください。

㊦ 屋外看板



- IPC の自宅や事務所以外の相応しい場所と内容（弊社直営店と間違われたい表現）であれば可能。
- IPC の自宅または事務所がある集合ビルでも、広告掲示設備のある建物なら許可され場合があります。（ふさわしくない場所と判断されれば許可されません。）

⇒ 広告申請をし、許可を得る必要があります。

提出先 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-2-2 モリンドビルディング
 モリンド ジャパン 合同会社 IPC サービス/コンプライアンス行
 TEL : 0120-850-441 (03-4330-8555) FAX : 0120-850-442

申請者情報

申請者氏名 または法人名		会員番号	
現住所			
電話番号		Eメールアドレス	

申請内容

<input type="checkbox"/> チラシ	_____	部数（印刷予定）	_____	<input type="checkbox"/> 再申請
<input type="checkbox"/> 新聞掲載	新聞名 _____	_____	年 月 地域： _____	<input type="checkbox"/> 再申請
<input type="checkbox"/> 新聞折込	新聞名 _____	_____	年 月 地域： _____	<input type="checkbox"/> 再申請
<input type="checkbox"/> 雑誌等	雑誌名 _____	_____	年 月号（ 月 日発売） _____	<input type="checkbox"/> 再申請
<input type="checkbox"/> 地域誌等	誌名 _____	_____	年 月 地域： _____	<input type="checkbox"/> 再申請
<input type="checkbox"/> 名刺	_____	枚（印刷予定）	_____	<input type="checkbox"/> 再申請
<input type="checkbox"/> 屋外看板	設置場所 _____			<input type="checkbox"/> 再申請
<input type="checkbox"/> ホームページ	URL _____			<input type="checkbox"/> 再申請
<input type="checkbox"/> イベント出展	イベント名 _____	_____	年 月 日～ 月 日	
	イベント趣旨 _____			
	（イベントに関する資料と、企画書等を添付）			
<input type="checkbox"/> IPC もしくは準 IPC 所有の店舗等での広告展示				
	店舗名（業種） _____			

申請内容

私は国の法律とモリンド ポリシーマニュアルおよび広告申請ガイドに従って広告を申請致します。作成した広告については責任を持って管理し、モリンドから指示があった場合、速やかに従います。また広告に関するポリシーに違反した際には、IPC 資格 もしくは準 IPC 資格が停止または終了となることを承知致します。

申請者署名

_____ 年 月 日

<ご注意>

- * 広告を作成される前に、モリンド ポリシーマニュアル・報酬プラン、サービス情報一覧 #800「広告申請ガイド」の内容を必ずご確認ください。
- * 原稿の内容が確認できない場合は再度原稿を依頼する場合があります。
- * 審査には書類到着後、2 週間程、ウェブ広告の審査には 4 週間程かかりますことをご了承ください。